

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法 の 延長について（見解）

令和2年12月28日
原子力委員会

「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」（以下、「原子力立地地域特措法」という。）は、原子力発電施設等の立地地域について、防災に配慮しつつ、地域振興を図ることを目的とした法律で、避難道路、避難所等の防災インフラ整備に当たって国の負担割合のかさ上げ等を行うとともに、立地地域が企業誘致・投資のために地方税の減税を行った場合、それによる減収額の一部について交付税措置を行うものであり、2000年の制定、2010年の延長を経て、2021年3月末に期限を迎える。

東京電力福島原子力発電所の事故などを経験する中で、エネルギー基本計画（2018年7月）においては、立地地域は避難道路の整備など防災体制の充実の課題を抱えており、こうした課題に向き合い、原子力立地地域特措法の活用などにより取組を進め、課題解決を図ることとされている。

このような中、現に原子力発電施設等が存在している立地地域においては、原子力立地地域特措法の支援を受けて約130件の防災インフラが整備中（2019年度末）であり、防災インフラの更なる整備は、引き続き、大きな課題となっている状況にある。

このような状況を踏まえると、2021年3月末に期限の切れる原子力立地地域特措法を延長し、立地地域における防災インフラ整備に対する支援措置を継続することが必要である。